

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画[第二次](案)に関する意見

2008年2月28日
社団法人日本図書館協会

案は冒頭、「課題は解決されていない」と、子どもたちの読書活動が十分ではないことを明らかにしています。これは、読書環境の整備が十分に進んでいないことを改めて示すものです。公立図書館を子どもたちの身近に設置すること、公立図書館と学校図書館に専門職員を配置すること、資料費を大幅に増やすことは、読書環境の基盤に関わる基礎的なことです。しかしながらこれらについて果たすべき政府の役割について、案は明確にしておらず、地方公共団体に「促す」「期待する」「望まれる」といったことにとどめています。読書基盤が依然として脆弱な現状にあること、地域格差がますます著しくなっていることから、これは公教育における国の責務として捉え、財政措置を含めた具体的な施策の実施を示すべきです。

公立図書館がない市町村が3割近くもあることの解消とともに、子どもたちの生活圏域に図書館を設置することは急激な合併を経た今日ますます重要となっています。政府として、中学校区に1図書館を設置する目標を立て、その実現のための支援策を採るべきです。これが実現すると、人口当たりではG7平均にやっと追いつくこととなります。

公立図書館の司書が減っていること、学校司書(専門性をもつ学校図書館担当事務職員)の配置が一部に止まっていることに対しては、地方公共団体にその「配置に努める」「配置を促していく」としています。地方公務員の削減、専門職種の外部化が進められているもとでは、地方公共団体として限界があります。子どもの読書を保障するという重要性を踏まえ、政府としての施策こそ求められています。

資料費については、措置されている地方交付税の活用を求めています。しかし例えば公立学校の図書購入費をみると1996年度の総額246億円をピークに横ばい、もしくは減少傾向にあります(小学校のピークは96年度の110億円、中学校は97年度の80億円 文部科学省「地方教育費調査報告書」から)。一般財源である地方交付税の使途を促すことには、とりわけ三位一体改革のもと限界があることを示しています。この財源をより効果的に生かすことができるような施策が求められます。

以上の点を明確にした政府計画とすべきであることを最初に述べ、以下案の記述の順に従って 具体的な点を記します。

- 1 p.3 1 「図書のデータベース化」は、正確には「図書情報のデータベース化」「資料情報のデータベース化」である。p.19 最終行の「図書データベース」も同様。
- 2 p.3 2 「児童への貸出冊数が増加する」は正確ではない。文部科学省「社会教育調査」の数値と思われるが、これは「児童書の貸出冊数」である。児童書は児童のみが貸出利用するわけではない。
- 3 p.4 「2 第一次基本計画における課題」の項

市町村の計画策定の取組に「地域間格差が顕著」とある。公立図書館がその策定に重要な役割を果たしている事例が多いことから、図書館設置に結びつけた分析も必要と思われる。

- 4 p.5 「3 第一次基本計画策定後の子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化」の項
教育基本法および関連法の改定、さらに学習指導要領の改定などは、管理が強まり総合的学習が減少し、子どもたちの自由な読書活動に影響がもたらされないか懸念される。公立図書館の指定管理者制度導入など外部化、非正規職員の増加などは豊かなサービス提供の保障ができるか懸念される。これらの情勢の変化も捉えるべきである。
- 5 p.5 1 「(2) 文字・活字文化振興法の成立」の項に、「第7条で公立図書館設置など講じるべき施策を明らかにしている」旨加える。
- 6 p.9 1 「(2) 地域における子どもの読書活動推進体制の整備」の項
地方公共団体における計画策定は努力義務であり、策定市町村数の数値目標を示すことはそれを強いる結果にならないか懸念され、不要である。
- 7 p.12 「1 子どもの読書活動の推進における図書館の役割」の項
1段落目末尾に下線部分を挿入
…相談することができる。そのために、図書館には子どもと子どもの本をよく知り、よく結びつけることのできる、十分な教育を受けた児童司書が配置されている。
- 8 p.12 2 「(1)「公立図書館における…基準」の実践」の項
下線部分を挿入
○子どもに対するサービスの充実に資するため……情報通信機器の整備、児童専任司書の配置(各図書館に一人以上)等、子どもの読書…
注:IFLA 公共図書館ガイドライン(1973)付録では司書の3分の1となっている。
- 9 p.12 2 「(1)「公立図書館における…基準」の実践」の ボランティアの項
子どもに対する図書館サービスの充実のためには、ボランティア頼りではなく児童司書の充実が必要である。また内実の伴わないボランティアの数値目標は不要である。
- 10 p.14 3 「(1)公立図書館の整備」の項
公立図書館の整備について、国の果たすべき役割についてふれるべきである。
また子どもの「身近なところで読書ができる環境」の「身近」とはどの程度の生活圏域を示すものか、その指標を明らかにすべきである。合併により広域化した結果、市町村の図書館設置率の意味合いが減じており、このような指標を示すことは重要である(上記既述)。
- 11 p.16 「(3) 公立図書館の司書の養成・研修」の項
司書の採用についても触れるべきであり、見出しを「公立図書館の司書の採用・養成・研修」とする。
見出しを「司書の採用と適切な配置」に変え、最後の行を次のように改める。
各地方公共団体は、司書の重要性についての認識を深め、司書を採用し、適切な配置を行う。
新項目として「司書の養成」を立て、次の内容を挿入する。
公立図書館において子どものサービスにかかわる司書となるには、大学等において児童図書館の意義や歴史、利用者である児童についての知識、児童資料、お

話や読み聞かせ、科学遊び等の子どもと子どもの本をよく結びつける方法についての教育を十分に受けられるようにする。そのために司書養成の科目、単位を充実させる。

項目番号移動 司書の研修の充実 → 司書の研修の充実

1 2 p.16 「2 子どもの読書活動推進における大学図書館の役割」の項

下線部分を挿入

子どもの読書活動を……活用することは有効である。そのため特に、司書及び司書教諭養成課程、児童文化、児童文学等の講座を開設している大学等では、内外の児童書のコレクションを構築、充実させ、その図書資料の図書館への貸出しなど、図書館と大学図書館の連携・協力を促していく。

1 3 p.19 2 「(1) 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実」の項

「卒業までに一定量の読書を推奨するなどの目標」は不要である。読書冊数を競うことは奨励すべきではない。

1 4 p.19 2 「(1) 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実」の項

子どもの学習活動・読書活動を推進する職員として、司書教諭とともに学校司書(専門性をもつ学校図書館担当事務職員)を明確に挙げるべきで、学校司書を「すべての教職員」にくくるべきではない。

1 5 p.20 3 (1) 「 学校図書館資料の整備・充実」の項

資料費は地方交付税措置によるのではなく、実効性のある施策を実施すべきである(上記既述)。

また地方交付税措置を採るならば、高等学校の図書館に対しても措置すべきである。

「学校図書館図書標準」は、新規受入冊数を加えるなど見直すべきである。

1 6 p.21 「(2) 学校図書館の活用を推進していくための人的配置の推進」の項

学校図書館の運営には、「司書教諭と学校司書が中心となり」と示すべきである。

1 7 p.21 (2) 「 司書教諭の配置」の項

1 2 学級未満の学校にも司書教諭を配置することを促すこと。

また司書教諭の授業時間を減らすなど、学校図書館の業務に専念できることができるようにする。